

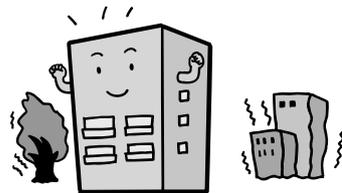
くらしの Q&A

Q 既存住宅を耐震改修した場合、固定資産税が減額になると聞いたのですが、本当ですか？

A 昭和57年1月1日以前からある住宅で、平成27年12月31日までに耐震改修した場合、住宅の固定資産税を一定期間、2分の1にします。期間は改修する時期により3年間から1年間となっていますので詳しくはお問い合わせください。なお、減額を受けるための基準は次のとおりです。

工事費は一戸あたり30万円以上
対象面積一戸あたりは120㎡
相当まで
改修後3カ月以内に、証明書とともに町へ申請が必要

(回答＝財務課税務係)



Q 広報はぼろのご結婚やおたんじょう欄は羽幌町で届出をしなければ、名前が掲載されないのでしょうか？

A 広報はぼろのお誕生やご結婚を掲載している「人のおこき」欄は羽幌町に住民票を持つ方を対象としておりますので、町外で届出をした場合でも、後日羽幌町に通知された時点で窓口手続きの場合と同様に書面又は口頭で掲載の可否をお伺いしています。

ただし、締切りの都合上、月末の届出で書面の提出が遅くなった場合、翌月の広報への掲載が間に合わなくなることがあります。

(回答＝政策推進課広報広聴係)



このコーナーは、よくお寄せいただく質問を元にご紹介しています。普段ご不明な点などありましたら、お気軽に役場までお問い合わせください。